



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第116回）	資料 5
令和 6 年12月23日	

介護保険料等における基準額の調整について

厚生労働省 老健局 介護保険計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする**。（令和7年4月施行予定）
- ※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）

